

# 延長保証サービス規定

## 第 1 条(総則)

延長保証サービスは、所定の保証料をお支払いいただいたお客様に対して、当社の無料修理規定及び本保証規定に基づき、保証期間中に発生した故障について無償修理を提供するものです。

## 第 2 条(対象製品)

本保証規定における延長保証サービスの対象は、当社が製造したトリムイオン HYPER(以下「機器本体」といいます)のみです。

「機器本体」には、消耗部品である浄水カートリッジ、分岐水栓、ホース、水栓本体、水栓工事部品などは含まれません。

## 第 3 条(保証期間)

延長保証サービスの保証期間は、機器本体のお買い上げ日から 5 年間です。

保証期間内に修理等を申し込む必要があります。保証期間内に故障等が生じたとしても、修理等の申し込みが保証期間後となる場合は、対象外となり、有償対応となりますので、ご注意ください。

## 第 4 条(加入可能期間)

延長保証サービスを受けるためには、機器本体のお買い上げ日より満 1 年が経過するまでに所定の手数料を支払って加入する必要があります。この期間が経過した後は延長保証サービスに加入できませんので、お早めにお手続きをお願いします。

## 第 5 条(保証内容)

機器本体の無償修理。それに付随する出張費、部品代金、技術料の無償対応。(離島に関しては送付にて対応。送料当社負担。)

機器本体以外については、出張費、部品代金、技術料を頂戴します。但し、当該部品に瑕疵があると判断される場合は無償です。

尚、メンテナンスのクエン酸洗浄などは保証内容に含まれません。

## 第 6 条(アフターサービスの依頼方法)

当社フリーダイヤルにお電話にてお伝えください。

その際は機器本体に同梱の保証書と 5 年間保証書を併せてご用意ください。

## 第 7 条(延長保証の対象外)

延長保証期間内でも、次の場合は保証の対象外となります。修理等に際しては出張費、部品代金、技術料等を頂戴します。

1. 機器本体以外の故障の場合
2. ご登録いただいた情報（使用機器、製造番号、お買い上げ日）とアフターサービス依頼時の情報が一致しない場合(機器を譲渡等された場合は速やかに当社までご連絡ください。登録変更後、延長保証の対象になります。)
3. 機器本体の製造番号シールがない、またははがした痕跡のある製品
4. 機器本体の保証書にお買い上げ日、販売店印がない場合
5. 機器本体の保証書が改ざんされている場合
6. 機器本体の保証書が本機のものではない、または保証書の製造番号が本機のものとは確認できない場合
7. 使用上の誤り、他の製品から受けた損傷
8. お買い上げ後の外的要因(落下、衝撃・圧力などの負荷、液体/異物の混入など)による故障および損傷
9. 火災/地震/風水害/その他の天変地異、公害、塩害などによる故障および損傷
10. 使用上支障のない外観上のキズ
11. 訪問時に異常が確認できない場合
12. 一般家庭外(例えば業務用)で使用したことによる故障および損傷
13. その他(1)～(12)に準ずる事由として保証対象外であると当社が合理的に判断した場合

#### **第8条(ご注意)**

1. この延長保証サービスは、当社および当社以外の事業者に対するお客様の法律上の権利を制限するものではありません。
2. この延長保証サービスは日本国内においてのみ有効です。(This warranty is valid only in Japan.)